

自立のための道具の会・T F S R J a p a n

Tools For Self Reliance Japan

2022 年度 通常総会

2023 年（令和 5 年 6 月）書面決議にて開催



Bhutan CPA へ9月30日に郵便局の国際郵便小堤で発送しました。
(現地からは受け取ってチェックしている映像が届いています)

2022 年度 通常総会

日時：2023 年 6 月吉日

場所：書面にて開催

プログラム

- | | | |
|----|-----------|---|
| 1) | 開会挨拶 | 無 |
| 2) | 議長の選出 | 無 |
| 3) | 議事録署名人の選任 | 無 |
| 4) | 議事 | |

議案 1：2022 年度 事業報告について

議案 2：2022 年度 決算報告について 監査報告

議案 3：2023 年度 事業計画（案）について

議案 4：2023 年度 予算（案）について

議案 5：2023 年度 役員について

議案 6：その他

本年度は書面決議総会とさせていただきます。

2022（令和 4 年）年度 事業報告書

2022(令和 4)年 4 月 1 日から 2023(令和 5)年 3 月 31 日まで

自立のための道具の会・TF SR Japan

1. 運営に関する事項

(1) 通常総会の開催

2022 年 6 月 書面決議での総会となる

- 内容：
- ・ 2022 年度事業報告及び決算報告の承認
 - ・ 2023 年度事業計画案、事業予算及び役員案の承認
 - ・ その他

(2) 理事会の開催等

事業実施のため、おおむね月 1 回のペースで実施事業などについて検討した。

2. 国内活動に関する事項

(1) 道具の収集・発送事業

- ・ 日進市の大森様から沢山の整理用コンテナの提供、蟹江町の大崎様は自身の会社で集められた沢山の道具を持参いただきました。他にも東京の子安様、埼玉の園田様からも提供いただきました。これらの道具提供については、新聞各社、道具の会 HP などの情報により送付されました。

(2) 道具の管理・整備事業

コロナの影響で宿泊でのワークショップは開催しませんでした。規模を小さくし日帰りでのワークショップを行いました。

6 月 11 日 一般 19 名。8 月 20 日 学泉さん 20 名、一般 16 名。10 月 23 日 一般 16 名 3 日間合計 71 名で開催しました。

(3) 広報活動と募金活動等

- ・ 豊田市関係も含めすべての活動が中止となり道具の会も参加することが出来ませんでした。

(4) 拠点活動

- TF SR 安城 : 作業本部ワークショップへの協力
- TF SR 豊田 : 作業本部ワークショップへの協力
- TF SR 岡崎 : 作業本部ワークショップへの協力
- TF SR 旭 : 作業本部ワークショップへの協力

3. 国外活動に関する事業

Bhutan CPA から以前送った木工機械のために変圧器を送ってほしいとの要請があり変圧器 1 台と機械メンテナンス用工具（要請分）を送りました。9 月 30 日発送

貸借対照表

<流動資産の部>

科目	補助科目		金額	科目	補助科目		金額
現金	現金		0	短期借入金			656,729
普通預金	UFJ	東支店	46,819				
	豊田信用金庫	足助支店	163,695				
ゆうちょ銀行	29046		420,940				
現金・預貯金合計			631,454	流動負債合計			656,729
有価証券			0				
流動資産合計			631,454	繰越利益			46,726
固定資産の部							
有形固定資産	コンテナ		1				
無形固定資産	電話加入権		72,000				
固定資産合計			72,001				
資産合計			703,455	負債・財産合計			703,455

損益計算書

<収入の部>

科目	補助科目		金額
会費収入	一般会費		100,000
特別会費	ワークショップ会費		45,000
総会費	総会費		0
寄付金収入	一般寄付金		34,380
	特別寄付金(鈴木)		231,356
収入小計			410,736
事業外収入	預金利息		1
	雑収入	スクラップ	26,281
収入合計			437,018

<支出の部>


科目	補助科目		金額
国内事業費	ワークショップ		68,424
海外事業費	Bhutan 事業		109,350
事業費合計			177,774
一般管理費	給与		0
	事務用品費		0
	傷害保険	傷害保険	0
	通信費	電話・〒	79,510
	旅費交通費	Gamin 宿泊	16,250
	諸会費	ボラ・旭観光	4,000
	荷造運賃	宅急便	0
	支払手数料	〒手数料	2,801
	雑費	コピー代	0
一般管理費合計			112,005
支出合計			289,779
当期利益			147,239

2022年度 監査報告

私は、2023年6月15日に提出された、自立のための道具の会・TFSR Japanの2022年度事業報告及び決算報告について、提出された関係書類を精査したところ、その内容は適正かつ正確でありましたので、これを証明するとともに報告します。

2023年6月18日

自立のための道具の会

監査 高木田 洋 

1. 事業計画基本方針

(1) 目標

道具と技術の国際協力による公正な発展、健全な社会づくり、生活の自立を会の活動の原点におく。国際協力活動による相互理解を深める文化交流を行い、国境を越えたところの市民間の連帯を強化する。

(2) 組織体制の強化

上記の目的を果たすために自立のための道具の会を構成している拠点や関連団体間の協力体制を確認し、強化していけるよう環境整備を行う。

2. 運営に関する事項

(1) 総会

2023年6月に通常総会を開催する。

(2) 理事会

月1回程度理事会を開催して、事業実施の内容について検討する。

(3) 広報活動

広報誌（ニュースレター）を発行目指すとともに、ホームページによる情報発信を継続する。また、中学校などの国際理解教育の場にも積極的に参加する。

3. 国内活動に関する事項

(1) 道具の収集、発送作業

ノコギリ、カンナなどの道具の収集については、一般の方とともに企業、商社にも提供を呼びかける。また事業別に必要な道具の提供依頼をホームページを媒体として呼びかけを行う。道具の発送については、国内における災害発生後に設置された仮設住宅などからの道具支援要請が有れば対応する。

(2) 道具の管理、整備事業

道具の錆落としなどの整備のワークショップを旭作業本部において年3回行う（参加人数はそれぞれ約30名の予定）。また作業本部の環境整備を行う。

4. 国外活動に関する事項

(1) 炭焼き事業

ヤシの実を食用にした残りをドラム缶式簡易炭焼き器で炭化することで、容易にヤシガラ炭を作ることができる。このヤシガラ炭は、燻製の熱源・飲料水の浄化・農業利用などの幅広く使うことができ、新たな産業としての需要を見込める。事業実施要請に対応する。

(2) 燻製事業

魚などを燻製にすると、独特の風味がつくことに加えて長期保存ができるため、新たな産業となる。また女性の貴重な収入源になる。事業実施要請に対応する。

(3) 道具指導事業

南アジアを中心とした国々では専門技術についての技術指導と共に道具を必要としている国が多くある。これらの国々の要請を広く受け止めできる限りの対応をしてゆく。

(4) エネルギー事業

小水力発電等エネルギー関連技術を有効に生かし要請のあった国々への設置事業を展開してゆく。

自立のための道具の会 予算書(案)(2024 年度)

自 2023 年4月 1日

至 2024 年3月31日

収入

支出

科目	補助科目		金額	科目	補助科目		金額	
会費収入	一般会員		250,000	事業費	国内事業	一般国内事業	300,000	
		小計	250,000		海外事業	ブータン事業	150,000	
事業収入	国内事業収入	一般国内事業収入	350,000				事業費合計	450,000
	海外事業収入	住友ゴム CSR 基金	250,000					
			-					
		事業収入合計	600,000	一般管理費	総務費	総務費	10,000	
一般寄付収入			150,000		通信費	電話・干	70,000	
		小計	150,000		諸会費	ぼら・旭観光	4,000	
					事務用品	事務用品等	10,000	
					保険料	豊栄商事	7,000	
					支払手数料	振込手数料	5,000	
						一般管理費小計	106,000	
						当期余剰金	444,000	
収入合計			1,000,000	合計			1,000,000	

役員名簿

自立のための道具の会・TF SR Japan

会長	モンテ カセム
代表理事	鈴木 禎一
顧問	中村 尚司
事業統括部長	生田 和久
広報部長	岡田 次夫
企画・拠点統括部長	杉浦 昌樹

理事	岡田 次夫
理事	杉浦 昌樹
理事	生田 和久
理事	山上 温子

監査	高木田 洋
----	-------

<拠点代表>

TF SR 岡崎代表	高木田 洋
TF SR 田原代表	山下 壽美子
TF SR 安城代表	杉浦 昌樹
TF SR 豊田代表	生田 和久

会 則

(名 称)

第1条 この会の名称は、「自立のための道具の会・TFSR Japan」(以下、「会」という。)とします。

(目 的)

第2条 この会の目的は、日常生活に必要な道具の調達に困っている開発途上国の人たちに、私たちの身近に眠っている道具を送り、生活基盤の整備向上と自立のために協力することを活動の目的とします。

(構 成)

第3条 この会は、活動の目的に賛同し、会員登録した個人及び団体をもって構成します。

2. 各地区に拠点を設けることが出来ます。拠点は、当該地域に居住する個人会員及び所在する団体会員をもって構成します。

(事 業)

第4条 この会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行います。

- (1) 提供された道具の収集をします。
- (2) 収集された道具を、使用できる状態に整備します。
- (3) 整備された道具を、信頼できる相手国の団体に送ります。
- (4) 送った道具の扱い方、整備・修理の仕方などの普及・指導をします。
- (5) 道具の活用によって、展開できる関連事業の企画・実施に協力します。
- (6) 国際協力、開発教育、政策提言など、知的研鑽事業を実施します。
- (7) 活動に必要な資金を調達するために、物品の販売及びイベントなどの収益事業を実施します。

2. 各地区の拠点は、会員相互の連帯意識を深め、地域の特性を生かした事業活動を実施します。

(経 費)

第5条 この会の活動に必要な経費は、会費、寄付金、補助金、助成金及びその他の収入を持って充てます。

2. 会計処理の年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了します。

(役員と任務)

第6条 この会に次の役員を置き、下記の任務を負うものとします。

- (1) 会長 :会の存在を象徴します。
- (2) 顧問 :理事会の決定により顧問をおくことが出来ます。
- (3) 理事 :会の活動全体に責任を持ちます。
- (4) 部長 :所属する部の担当業務企画及び執行について総合管理します。
- (5) 監査員 :事業の執行及び会計の処理状況について監督し、検査します。

(役員を選任)

第7条 各役員を選任は、次の定めによって行います。

- (1) 会長は、理事会が推薦した人に、総会において委嘱します。
- (2) 顧問は、理事会により推薦承認を得て選任します。
- (3) 代表理事は、理事会の互選により選任します。
- (4) 部長は、理事会において氏名推薦された人を、代表理事が選任します。
- (5) 監査員は、理事会の承認を得た人に、代表理事が委嘱します。

(役員任期)

第8条 各役員任期は、2年とします。任期の起算は、4月1日に始まり、翌々年の3月31日に終了とします。ただ

し、任期途中で選任された役員の任期は、前任者の残任期間とします。

2. 特に理由のある場合を除き、各役員の留任及び再任を認めるものとします。

(会 議)

第9条 この会には、総会、役員会及び理事会を置きます。

- (1) 総会は、毎年1回定期に開催します。特に必要な時は、臨時に開催することが出来ます。
 - (2) 役員会は、会長以外の役員を持って構成し、代表理事が必要と認めた時に招集します。
 - (3) 理事会は、役員会に属する者及び役員が推薦する会員を持って構成し、代表理事が必要と認めた時、または理事の発議があったときに、代表理事が招集します。
2. 全ての会議は、構成する者の過半数の参加によって成立します。
3. 総会の議長は、総会に出席した会員の中から、互選により指名します。

(会議の決定事項)

第10条 前条の各会議は、次の事項について議決します。

- (1) 総会は、次の事項について決定します。
 - (ア) 役員の承認
 - (イ) 事業計画及び事業報告の承認
 - (ウ) 予算計画及び決算報告の承認
 - (エ) 会則の制定及び改廃
- (2) 役員会は代表理事の諮問事項について審議します。
- (3) 理事会は、総会の議決事項以外の、会の運営及び活動に関する事項について議決します。

(会議の採決)

第11条 全ての会議の採決は、出席者の過半数によって決定します。賛成と反対が同数の場合は、議長の決するところによります。

(会 費)

第12条 会費は、次に定める金額を、1年単位で定期徴収します。

- (1) 個人会員 年額 5,000円
- (2) 団体会員 年額 30,000円

2. 会費の有効期限は、加入時から1年とします。

(事務局等の所在)

第13条 この会の事務局等を次のとおり設置します。

- (1) 事務局・情報センター及び作業本部
豊田市旭八幡町敷田173-1 あさひ製材内
TEL : 0565-68-3637 FAX : 0565-68-2817

(委 任)

第14条 この会則に定める事項のほか、会の運営及び活動に関して必要な事項については、代表理事が理事会に諮って、別に定めます。

附則

- 1 この会則は、1997年(平成 9年) 9月 1日から施行します。
- 2 この会則は、1998年(平成10年) 7月 1日から施行します。
- 3 この会則は、2001年(平成13年) 6月 3日から施行します。
- 4 この会則は、2007年(平成19年) 6月30日から施行します。
- 5 この会則は、2016年(平成28年)12月 2日から施行します。